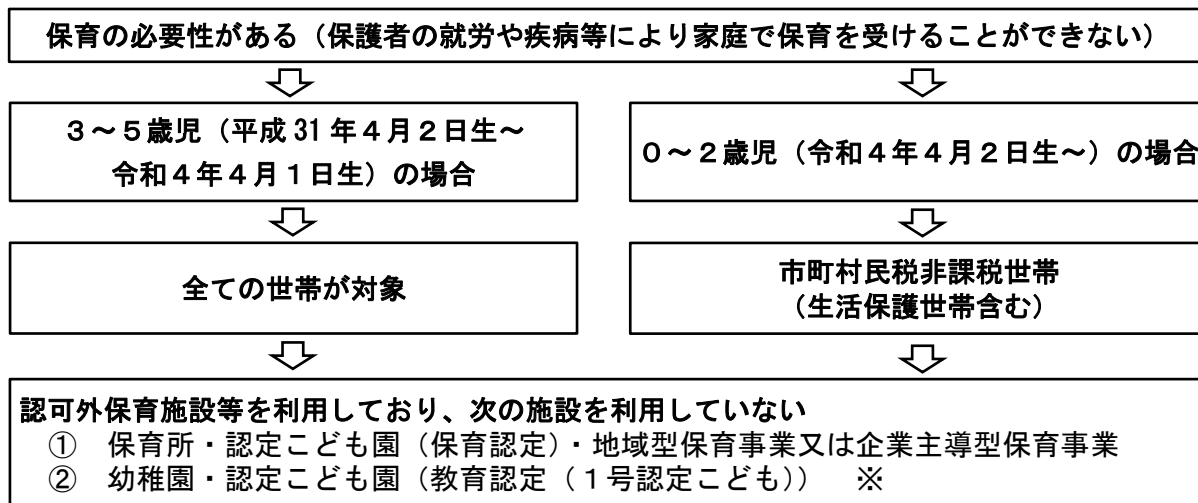


令和7年度 施設等利用給付認定申請（認可外保育施設等）の案内【大阪市】

認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）等の利用料に対する給付「子育てのための施設等利用給付（以下「給付」という）」を希望される場合は、この案内を確認のうえ、ご申請ください。

1 対象者

次の全ての条件に当てはまるこどもの保護者が対象です。



※ ②幼稚園・認定こども園（教育認定）の預かり保育（これを補完する認可外保育施設利用）についても給付対象ですが、別途、幼稚園を通じた手続きが必要です。

2 申請方法

給付を受けるためには、次のいずれかの方法で事前に認定の申請が必要です。

なお、申請にあたっては、就労証明書等の書類が必要です。（詳細は4ページ以降参照）

(1) 窓口での申請（お住まいの区の保健福祉センター保育担当）

(2) 大阪市行政オンラインシステムでの申請

詳細は大阪市のホームページか右のQRコードからご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000636427.html>

- 利用者登録が未登録の方は、大阪市行政オンラインシステムのホーム画面から「新規登録」を行ってください。
- 申請結果及び申請における不備連絡等は郵送で通知します。



3 受付期間

令和7年1月27日（月）～ 認定開始希望日（閉庁日の場合は前開庁日）まで

※認定開始日以前の利用は給付対象になりません。

※申請日以前に遡って認定を行うことはできませんので、ご注意ください。

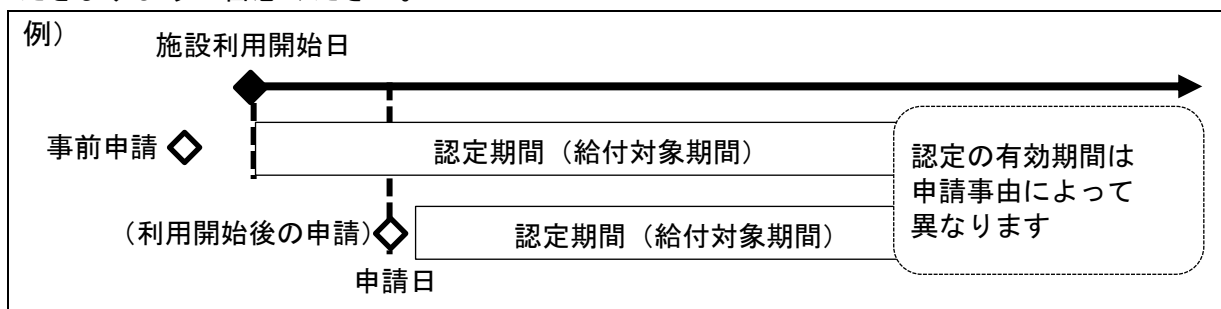
＜認定開始希望日が令和7年4月1日の方へ＞

申請が集中することから、次のとおり認定通知書を発送する予定です。

受付日（土日祝はオンラインのみ受付）	認定通知書発送予定
令和7年1月27日（月）～同年2月7日（金）	令和7年3月下旬頃予定
令和7年2月8日（土）～同年4月1日（火）	令和7年4月以降順次発送

＜参考＞認定開始日について

認可外保育施設等の利用開始後の申請については、申請日から給付対象となり、申請日より前に遡って認定期間を開始することはできませんので、必ず認定開始希望日までに申請いただきますようご注意ください。



4 給付内容

認定の有効期間において、認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、国の定める上限額の範囲内で利用料相当額を給付します。

(1) 国の定める上限額（令和7年度）

3～5歳児（平成31年4月2日生～令和4年4月1日生）	月額 37,000 円
0～2歳児（令和4年4月2日生～） （市町村民税非課税世帯もしくは生活保護世帯に限る。）	月額 42,000 円

(2) 対象となる認可外保育施設等

ア 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）

小学校就学前のこどもを保育する目的の施設で、認可を受けていない施設です。

※ 令和6年10月以降、国の基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象施設になりません。

イ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の労働や疾病等のため、小学校就学前のこどもを家庭で保育ができないときに、一時的にそのこどもを預かる施設です。

（一時預かりの利用は、冠婚葬祭やリフレッシュ等の場合でも可能ですが、「5(1)保育の必要性」に該当しない場合は、この給付の対象にはなりません。）

ウ 病児・病後児保育

小学校就学前のこどもが、病気又は病気の回復期で保育所等に通うことができず、かつ、保護者の労働等で家庭での保育もできない場合に、そのこどもを預かる施設です。

エ ファミリー・サポート・センター事業

「こどもを預かってほしい方」と「こどもを預かることができる方」がそれぞれ依頼会員、提供会員となり、お互いに信頼関係を築きながらこどもを預けたり、預かったりする地域で主体的に行う子育て援助活動です。

※ 上記事業のうち給付対象となるのは、当該事業について所要の手続きがなされ、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けたものに限ります。

5 認定の要件

こどもの年齢による認定の要件は次のとおりです。

	(1) 保育の必要性	(2) 所得要件
3～5歳児（平成31年4月2日生～ 令和4年4月1日生）	必要	
0～2歳児（令和4年4月2日生～）		市町村民税非課税世帯 （生活保護世帯含む）

(1) 保育の必要性（こどもが家庭で保育を受けることができないとする事由）

保育の必要性が認められるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭においてこどもを保育することが困難な場合です。

ア	1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
イ	妊娠中であるか又は出産後間がない場合（原則、産前産後8週間（多胎妊娠は産前14週間）以内）
ウ	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合
エ	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
オ	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
カ	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
キ	就学している場合
ク	その他、保育が必要な状態にあると市長が認める場合

(2) 所得要件：市町村民税非課税世帯（生活保護世帯含む）

（こどもが令和7年4月1日現在満3歳に達していない場合のみ）

市町村民税非課税世帯とは、こどもと同一世帯の父母の市町村民税がいずれも非課税（市町村民税が全額免除となった場合、未婚のひとり親を寡婦・寡夫とみなした場合に非課税となる場合を含む）である場合をいいます。

ただし、父母の年収の合計が103万円未満で、同一世帯に市町村民税が課税され年収300万円を超える祖父母等がいる場合は、市町村民税非課税世帯には該当しないものとします。

- ※ 保護者が里親である場合及び保護者が生活保護法第6条に規定する被保護者である場合、市町村民税の課税状況にかかわらず、市町村民税非課税世帯として取り扱います。
- ※ 保護者が日本国内に居住しておらず市町村民税が課されていない場合については、給与明細表等収入額が分かる書類の提出をもって、市町村民税非課税世帯かどうか判断します。なお、非課税世帯かを判断する基になる市町村民税の年度は次のとおりです。これに伴い年度途中で認定取消となる場合があります。

【市町村民税の年度】

令和7年度		令和8年度
4月分～8月分	9月分～ 翌年3月分	4月分～8月分
令和6年度の市町村民税額で判断 （令和5年1月から12月の所得金額が対象）	令和7年度の市町村民税額で判断 （令和6年1月から12月の所得金額が対象）	

6 認定の有効期間

認定には有効期間が定められており、有効期間の終了日を過ぎますと、給付を受けることができなくなります。有効期間の終了日以降も引き続き受給を希望する場合は、指定の期日までに認定を更新する、又は認定の要件を変更する手続きが必要です。

保育が必要な理由	認定の有効期間
就労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	当該こどもの小学校就学まで
妊娠・出産（産前産後）	出産日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合、その期間） （原則として出産予定日の8週（多胎妊娠14週）前から） ※育児休業を取得する場合は認定を取り消すことになります。
求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合、その期間）
就学	保護者の卒業・修了予定日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合、その期間）
その他	市長が必要と認める期間

7 認定申請に必要な書類

区役所窓口で申請される場合は、次の書類を提出してください。申込児童1人につき1部必要です。書類の不足や内容に不備がないか、提出前によくご確認ください。なお、これらの書類の様式は、大阪市のホームページからダウンロードすることができます。

大阪市行政オンラインシステムで申請される場合は、入力画面に沿って必要事項を入力してください。なお、必要書類はあらかじめご準備のうえ、データや画像を添付してください。

(1) 全ての方に必要な書類

ア イ以外の方

- ・ 「【認可外保育施設等用】子育てのための施設等利用給付認定（保育認定）申請書・現況届」を認定申請書として提出
- ・ 個人番号記載用紙
- ・ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

イ 以前に保育所・認定こども園・地域型保育事業所の利用申込みを行い「子どものための教育・保育給付認定（保育認定）」（有効期間内）を受けている方

- ・ 「【認可外保育施設等用】子育てのための施設等利用給付認定（保育認定）申請書・現況届」を現況届として提出

ウ 保育が必要な理由を証明する書類

- ・ 保育が必要な理由により、提出書類が異なります。その他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。（詳細は次ページの表を確認）

【保育が必要な理由を証明する書類】

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 (内定を含む)	雇用されている方 (会社員・公務員・パート・派遣社員等)	就労証明書 (証明様式①)	【シフト制等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できるもの 【派遣社員の場合】 派遣会社（派遣元）の証明が必要です。
	自営業の方 (自営専従者を含む)	就労証明書 (証明様式①)	【個人事業主の場合】 最新の確定申告書（控） 【開業してから確定申告をしていない場合】 開業届出書の控え又は営業許可証の写し （どちらも提出できない場合は、開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始したことが確認できるもの） 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸借契約書やフランチャイズ契約書、開業に係る経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの 【自営専従者の場合】 最新の確定申告書（控）（事業専従者の内訳がわかるもの） ※提出ができない場合には雇用されている方として就労証明書を提出してください。
妊娠・出産（産前産後）			母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ（写）
疾病		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	
障がい		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の等級が確認できるページ（写）
介護 看護	介護・看護の対象となる方	疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	【介護の場合】 障がい者手帳や介護保険被保険者証（写） 【通学等付添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を行う方	介護・看護状況申告書 (証明様式②)	
災害復旧			罹災証明
就学		就学等証明書・求職活動状況申告書 (証明様式③)	対象となるのは学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び職業訓練校等です。
求職中	求職活動中の方	就学等証明書・求職活動状況申告書 (証明様式③)	【求人に応募している場合】 雇用保険受給資格者証（写）、不採用通知等、求職活動の状況が確認できるもの
	入所後に求職活動を行う方	就学等証明書・求職活動状況申告書 (証明様式③)	

(2) こども又は世帯の状況に応じて必要な書類

ア ひとり親世帯

ひとり親世帯の場合は、児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は保護者の戸籍謄本等、ひとり親であることが確認できる書類の提出が必要です。

※ 原則、上記の書類の提出をもってひとり親世帯の確認としますが、離婚調停中かつ別居中の場合は事件係属証明書の提出により、ひとり親世帯とみなします。

イ こどもが令和7年4月1日現在満3歳に達していない場合

こどもが令和7年4月1日現在満3歳に達しておらず、こどもと同一世帯の父母・祖父母等が令和6年1月1日現在大阪市外に在住していた場合（大阪市において市民税が課税されていない場合）は、その方の令和6年度課税証明書（個人市町村民税）の提出が必要です。令和7年9月以降の認定を希望される方で、令和7年1月1日現在大阪市外に在住していた場合（大阪市において市民税が課税されていない場合）は、その方の令和7年度課税証明書（個人市町村民税）の提出が必要です。）

8 個人番号（マイナンバー）記載用紙の提出に関して

子育てのための施設等利用給付の認定申請（認定変更申請を含みます。）を行うにあたっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の3の規定により、マイナンバーの記載が必要です。

なお、マイナンバーを記載した書類を提出いただく際には、法令上、本人確認が必要です。

(1) 個人番号記載用紙の記載方法

個人番号記載用紙に、認定申請を行う保護者（こどもの父母）、こども、その他世帯員の氏名及びマイナンバーを記載してください。

(2) 本人確認のための必要書類

マイナンバーの提出にあたっては、次の本人確認が必要です。

ア 本人（当該こどもの保護者）が区役所窓口で申請する場合	
	下記の(3)本人確認に必要な書類をご持参ください。
イ 本人以外の代理人が区役所窓口で申請する場合	
	「個人番号記載用紙」と「下記の(3)本人確認に必要な書類の写し」を封筒等に同封して提出してください。 なお、本人確認用の書類として、健康保険の被保険者証や健康保険等資格喪失証明書の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施して提出してください。

(3) 本人確認に必要な書類（こどもの保護者分以外は不要です）

本人（こどもの保護者）確認のため、アまたはイのいずれかが必要です。

ア 個人番号カード（マイナンバーカード）

イ 番号確認書類＋身元確認書類（両方が必要です）

番号確認書類	「通知カード（顔写真なし）」 「個人番号の記載された住民票の写し」など
身元確認書類	官公署から発行された写真付きの証明書 （「運転免許証」「運転経歴証明書」「パスポート」「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「在留カード」「特別永住者証明書」 など） ただし上記書類をお持ちでない場合は次の書類2点以上で確認します。 （「健康保険の被保険者証 ※」「健康保険等資格喪失証明書 ※」 「年金手帳」「児童扶養手当証明書」 【※の書類を提出する場合】 区の窓口へ直接申請書類等を提出する場合であってご本人がお越しにならない場合など、封筒に封入して提出する場合は保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施して提出してください。

申込みの前に必ずお読みください

○ 就労内定又は就学予定の方

認定を受けた場合、利用開始月中に就労又は就学を開始し、翌月末までに再度、在職又は就学が証明されている「就労証明書」又は「就学等証明書・求職活動状況申告書」の提出が必要です。提出がない場合は認定を取り消すことがあります。

○ 育児休業復帰予定の方

認定を受けた場合、利用開始月中に復帰し、翌月末までに復職証明書の提出が必要です。提出がない場合は、認定を取り消すことがあります。

○ 求職活動中（起業の準備中を含む）の方

認定の有効期間は、有効期間の開始日から90日を経過する日の月末までです。認定期間満後は、新たに認定を受けない限り、給付を受けることができません。なお、認定の有効期間中に、求職活動の内容を確認し、求職活動がなされていない場合は、認定を取り消すことがあります。

○ 出産により申し込む方

認定の有効期間は、原則として出産予定日の8週（多胎妊娠14週）前から8週間経過する日の翌日が属する月の月末までです。認定期間満後は、新たに認定を受けない限り、給付を受けられません。

9 大阪市外にある認可外保育施設等の利用について

大阪市内にお住まいの方が、大阪市外に所在する認可外保育施設等の利用を希望する場合についても、お住まいの区の保健福祉センター保育担当、または大阪市行政オンラインシステムにて認定を申請してください。

10 認定を受けてから

認定通知書は大切に保管してください。認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず「異動届兼施設等利用給付認定変更申請書」の提出が必要です。必要な書類をご準備の上、お住まいの区の保健福祉センター保育担当にご提出ください。

● こども・保護者の氏名や住所の変更
● 世帯員の増減
● 市町村民税額の変更
● 生活保護受給開始・停止・廃止
● 保護者の就職（転職を含む）・離職・産前産後など、保育が必要な理由の変更 転職をした場合は新しい就労先の就労証明書の提出が必要です。
● 保護者の 育児休業の取得 など保育が必要な理由の喪失 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。認定が取り消されると、給付を受けることができなくなります。また、認定の有効期間の満後も引き続き給付を受けることを希望する場合は、再度認定申請をしていただく必要があります。

11 大阪市外に転出後も大阪市内の認可外保育施設等の継続利用を希望する場合

区保健福祉センターでの異動届の提出に加え、転出先の市町村で施設等利用給付認定の申請を行い、新たに認定を受ける必要があります。詳細につきましては、転出先の市町村にお問い合わせください。

なお、大阪市からの給付は転出までの期間となります。

12 給付費の支払いについて

子育てのための施設等利用給付認定を受けた保護者からの請求に基づき、給付費を支給します。

(1) スケジュール（予定）

	上半期（４～９月分）	下半期（１０～３月分）
① 請求手続きのご案内 （市役所から保護者へ郵送）	９月末～１０月上旬	３月上旬～３月中旬
② 書類の準備・提出 （保護者から市役所へ郵送）	１０月～	３月～
③ 指定口座へ振込 （市役所から保護者へ振込）	１２月末～順次	５月末～順次

(2) 注意点

- ア 大阪市から転出等をされる場合は、請求についての必要な手続き等についてご案内しますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- イ 施設型給付幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している児童は、償還払いの対象となりません。
- ウ 支払いを受けるには、請求手続きの際に認可外保育施設等の事業者が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書及び領収書」等の提出が必要です。紛失等をされた場合は、速やかに下記お問い合わせ先までご連絡ください。

13 お問い合わせ先について

認定や支払い（償還払いの手続き等）に関するお問合せ先

大阪市こども青少年局 幼保施策部幼保企画課 幼保利用グループ

０６－６２０８－８０３７

制度に関する大阪市のホームページも併せてご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000636427.html>

